

## 定額減税を補足する給付金（不足額給付）のお知らせ

令和6年に実施された定額減税（所得税・個人住民税）では、減税額が所得税額や住民税所得割額を上回った場合、差額分を補填する「調整給付金」が支給されました。

このたび、**すでに調整給付金を受け取られた方の中で、支給額が不足していた方を対象に、追加の「調整給付金（不足額給付金）」の支給が行われます。**

### ◆支給対象となりうる方の例

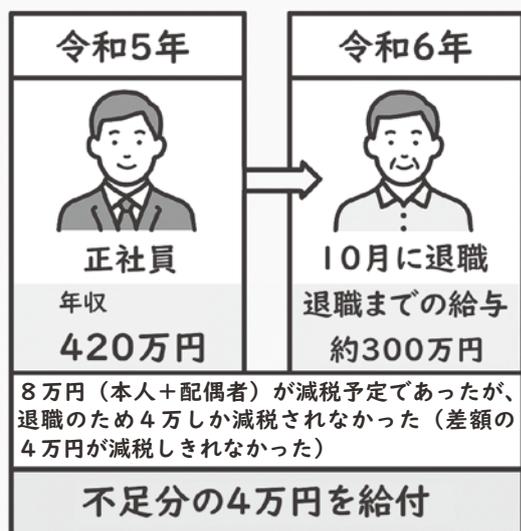
- ・令和5年分の所得と比べて、令和6年分の所得が減少した方
- ・令和6年中に子どもの出生などにより、扶養親族が増えた方
- ・すでに調整給付金を受け取った後に、令和6年度の住民税所得割額に修正があった方



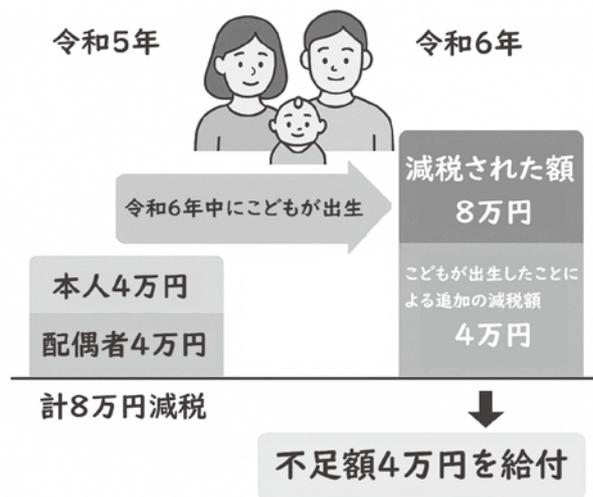
また、不足額給付とは別に本人および扶養親族等として定額減税対象外（青色事業専従者、事業専従者（白色）の方、合計所得48万円超の方）であり、かつ、低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、**個別に書類の提示（申請）により給付要件を確認**し、1人あたり原則4万円（定額）を支給します。

### ◆給付額の例

＜令和5年分所得に比べ、令和6年分所得が減少した方の例＞



＜子どもの出生などにより、扶養親族が増えた方の例＞



■給付時期 8月下旬からの給付を予定しています。詳細は、案内書に掲載します。

■申請方法 給付対象者には、8月上旬から案内書類などを発送します。

上記「支給対象となりうる方の例」の該当区分により必要事項を記入し、返送していただくこととなりますので、送付された内容の確認をお願いします。

確認方法と必要書類などは町ホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。

その他不足額給付金に関する詳細は、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先 住民課 住民環境グループ



上ノ国町 LINE公式アカウント  
@kaminokuni

友だち募集中



広報かみのくに  
2025年8月号

